

公益法人向け情報誌

こうえき

第3号

2018年12月7日 発行

【特集：学校法人】

『2017年度私立大学の決算分析』

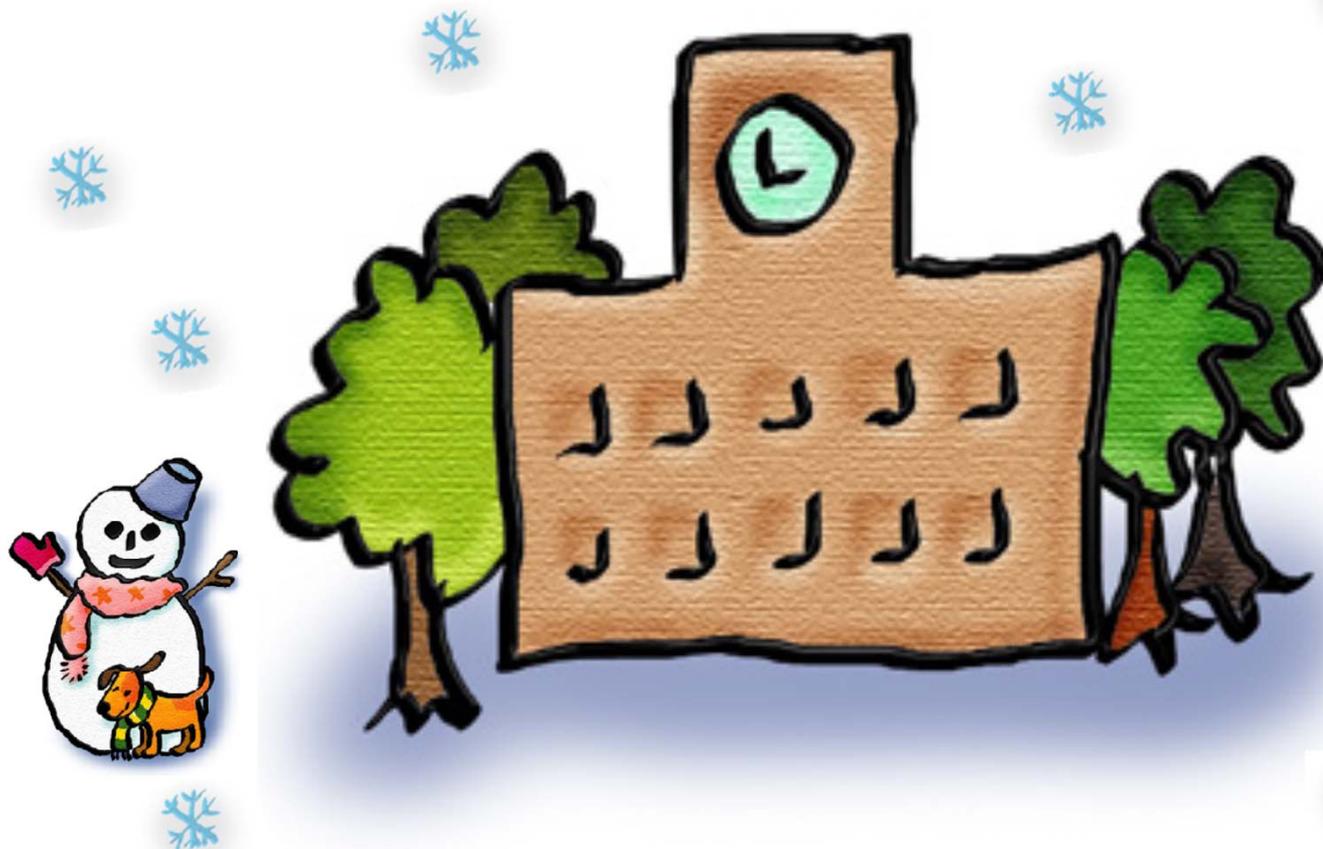
『私立大学のガバナンス』

東京大学 大学院教育学研究科 両角准教授

【インタビュー】

学校法人 追手門学院 川原理事長

学校法人 関西外国語大学 谷本理事長



いっしょに、明日のこと。
Share the Future

 SMBC日興証券

100TH
ANNIVERSARY
おかげさまで百周年

特集：学校法人

- 『2017年度私立大学の決算分析』
SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部制度調査課
主任研究員 河田 剛P4
- 『私立大学のガバナンス』
東京大学 大学院教育学研究科 大学経営・政策コース
准教授 両角 亜希子P11

学校法人 インタビュー

- 『大学ガバナンス改革から教学改革へ』
学校法人 追手門学院 川原 俊明 理事長P15
- 『国際人育成のパイオニア』
学校法人 関西外国語大学 谷本 榮子 理事長P23

編集後記

- 『2018年を振り返って』
公益法人業務部 制度調査課長 安川 弘司P29

『特集：学校法人』

- 本資料は、別段の表示がない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものでありますが、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性があります。
- 実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

100TH
ANNIVERSARY
おかげさまで百周年

『2017年度私立大学の決算分析』

SMBC日興証券株式会社
公益法人業務部 主任研究員
河田 剛

1. 収支の悪化傾向が続く

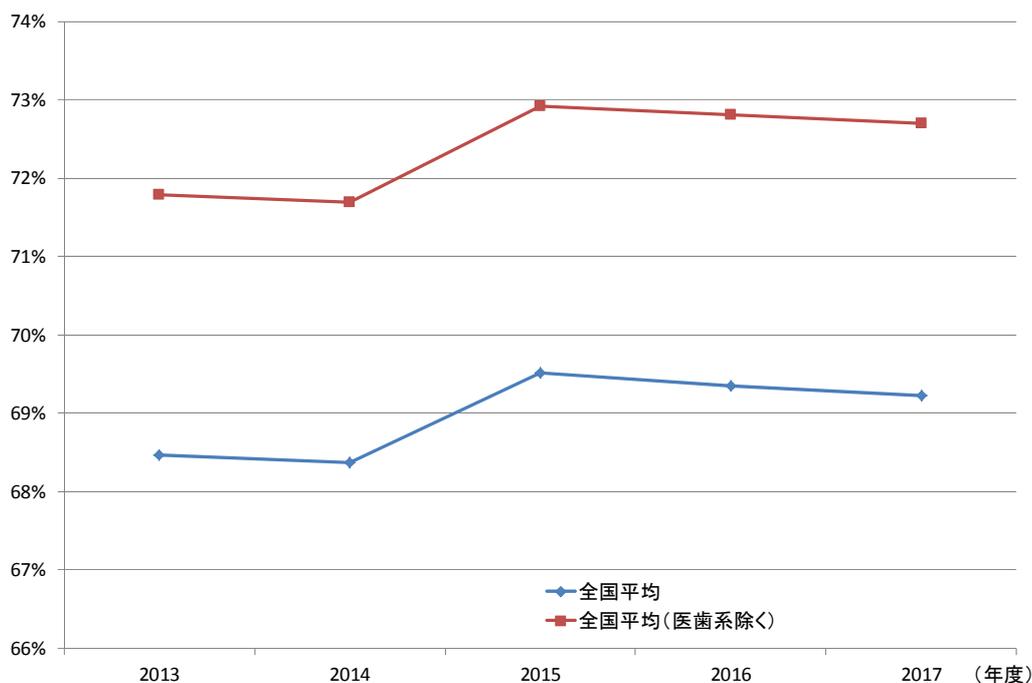
2017年度の学校法人決算について、大学を設置する学校法人のうち、各学校法人のHP、文部科学省の総括表等から必要なデータの取得が可能な549法人について集計を行った。

2017年度決算の傾向としては、法人の収支（教育活動収支差額比率、経常活動収支比率、事業活動収支差額比率）が悪化傾向にあること、人件費等の負担が重くなっていること、寄付金、受取利息・配当金などによる財務基盤の強化が進んでいないこと、などがあげられる。以下に学校法人の主要財務指標を紹介する。

① 学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金/経常収入）

日本の大学は、米国、英国の大学に対して学生生徒等納付金（授業料等）への依存度が高いと指摘されている。学生生徒等納付金比率は2015年度に上昇した後、2016年度、2017年度はわずかに低下しているものの、依然としてウエイトが高い。

図1 学生生徒納付金比率の推移

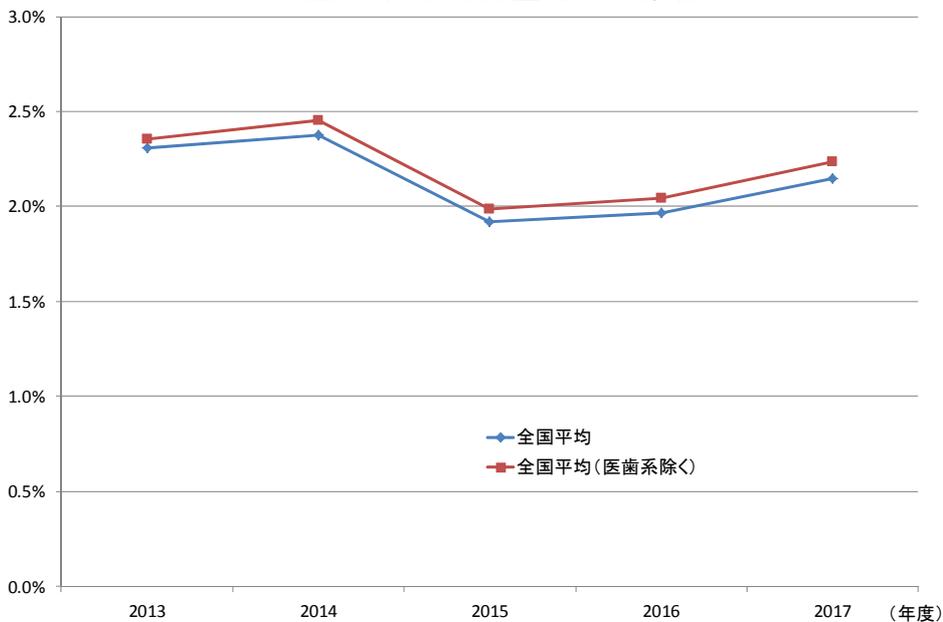


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

② 経常寄付金比率（教育活動収支の寄付金/経常収入）

米国の大学では寄付金の運用が大学運営の重要なファクターとなっており、日本の大学でも寄付金の拡大が好ましいとされている。クラウドファンディング等、新たな手法も導入されているが、経常寄付金比率の上昇スピードは非常に緩やかである。

図2 経常寄付金比率の推移

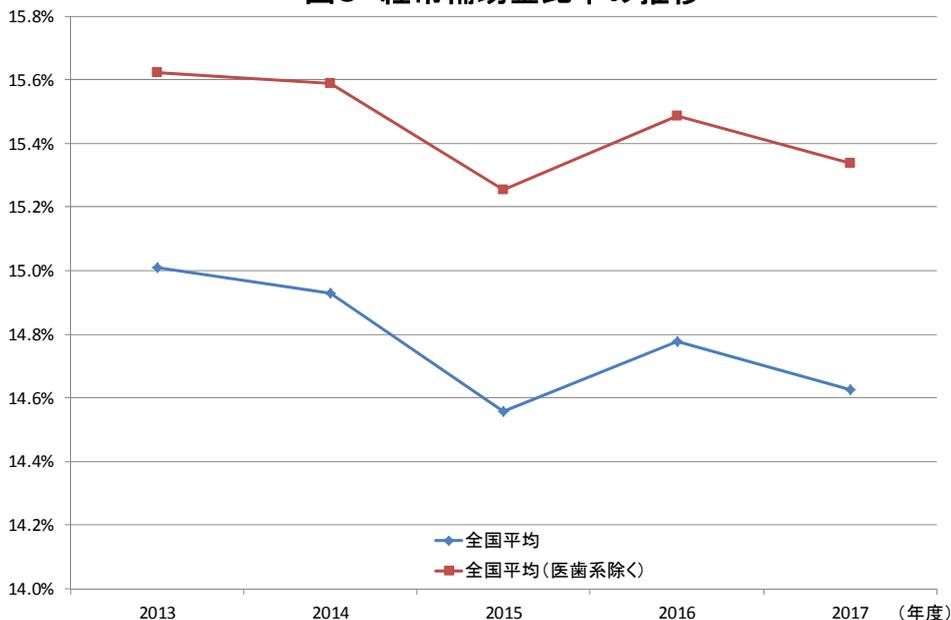


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

③ 経常補助金比率（教育活動収支の補助金/経常収入）

国の財政の厳しさから、補助金は減額方向にあるため、補助金への依存度は下げることが好ましい。緩やかながらも経常補助金比率は低下傾向にある。

図3 経常補助金比率の推移

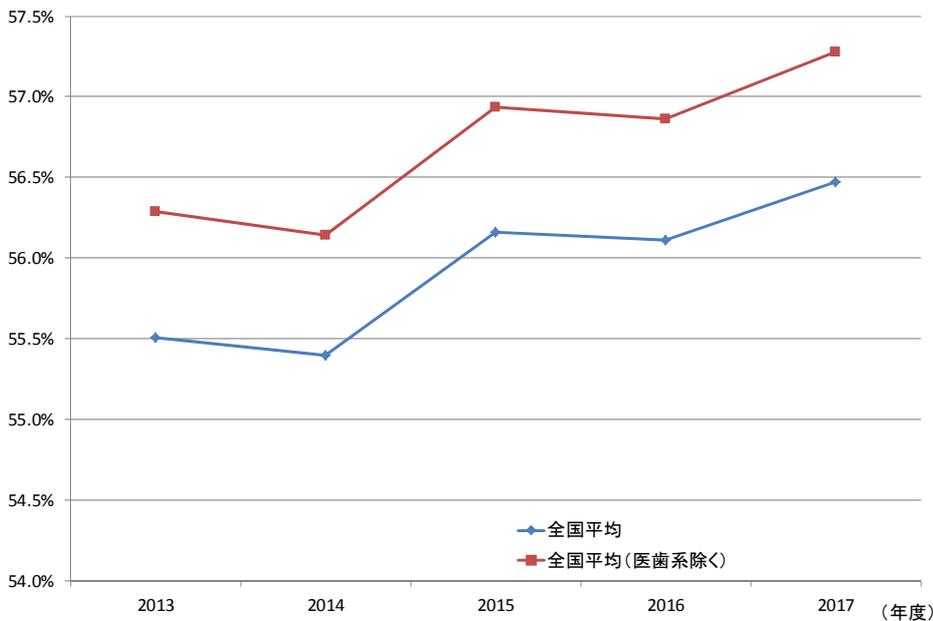


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

④人件費比率（人件費/経常収入）

人件費は学校法人の費用項目の中で最大のウェイトを占めている。今後、教職員の高齢化等によりさらに負担が増える可能性があり、一定程度抑制する必要があると考えられる。しかし、2017年度の人件費比率は2013年度との比較で約1%ポイント上昇しており、今後収支を圧迫する可能性がある。

図4 人件費比率の推移

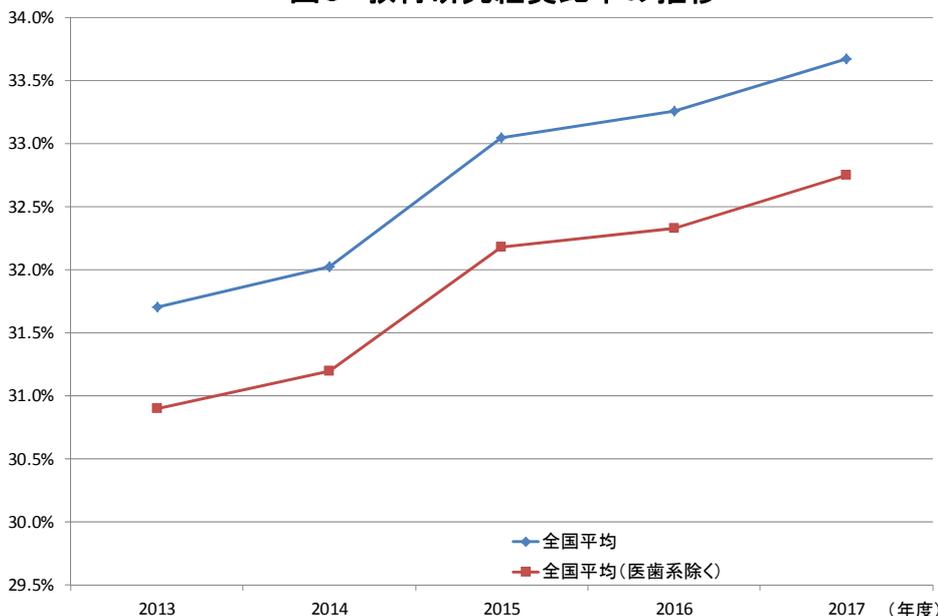


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

⑤教育研究経費比率（教育研究経費/経常収入）

教育、研究は大学の競争力の源泉ともなるため、教育研究経費の増加は必ずしもマイナス要因とはならない。教育研究経費比率の上昇は大学の教学改革の取り組みを反映している可能性もある。

図5 教育研究経費比率の推移

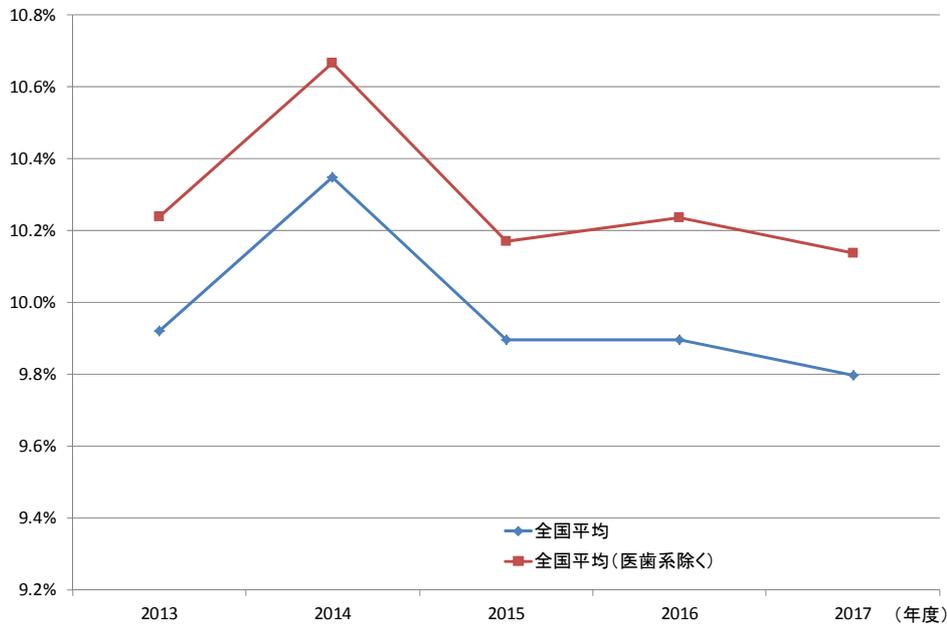


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

⑥管理経費比率（管理経費/経常収入）

管理経費は抑制に取り組んでいる法人が多く、管理経費比率は低下傾向にある。

図6 管理経費比率の推移

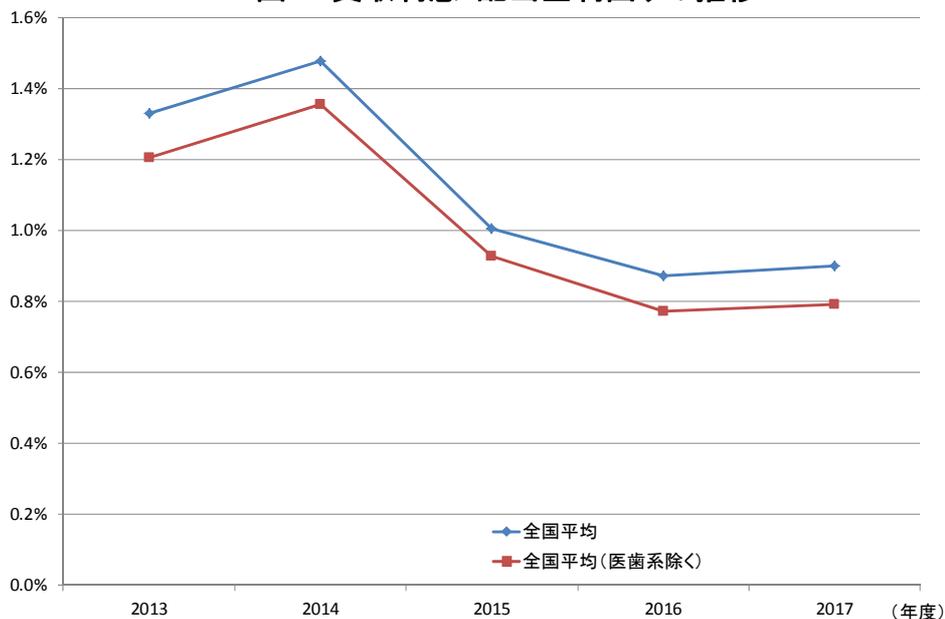


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

⑦ 受取利息・配当金利回り（受取利息・配当金/推定運用可能資産）

米国の大学では資産運用収入が収入の大きなウエイトを占めており、財務基盤強化の観点から受取利息・配当金収入の増加が好ましいとされている。しかし、長期金利の低下などにより、受取利息・配当金利回りも低下している。受取利息・配当金比率（受取利息・配当金/経常収入）も2017年度の全国平均で1.49%にとどまっている。

図7 受取利息・配当金利回りの推移

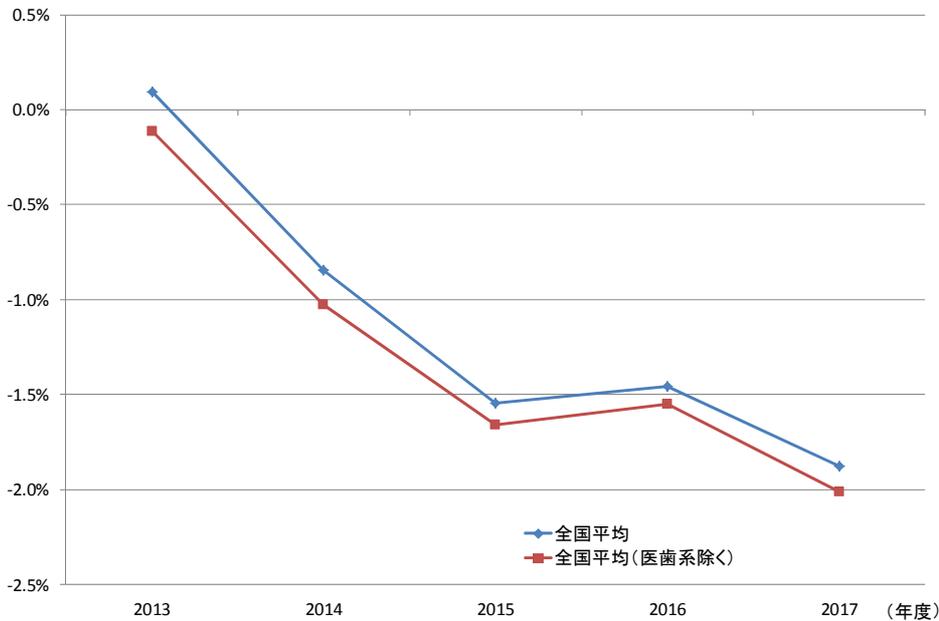


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

⑧教育活動収支差額比率（教育活動収支差額/経常収入）

学校法人の本業の収支である教育活動収支差額は、赤字基調が定着しており、赤字幅は拡大傾向にある。教育活動収支差額比率もマイナス領域で推移している。

図8 教育活動収支差額比率の推移

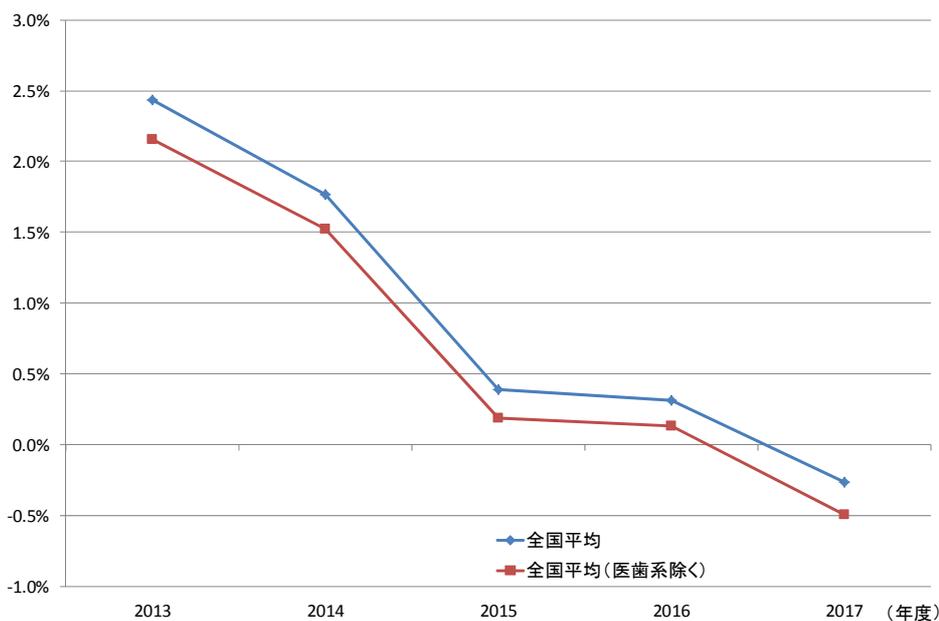


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

⑨ 経常収支差額比率（経常収支差額/経常収入）

教育活動収支差額に教育活動外収支差額を加えた経常収支差額は2016年度までは黒字を維持していたものの、2017年度には赤字に転じている。

図9 経常収支差額比率の推移

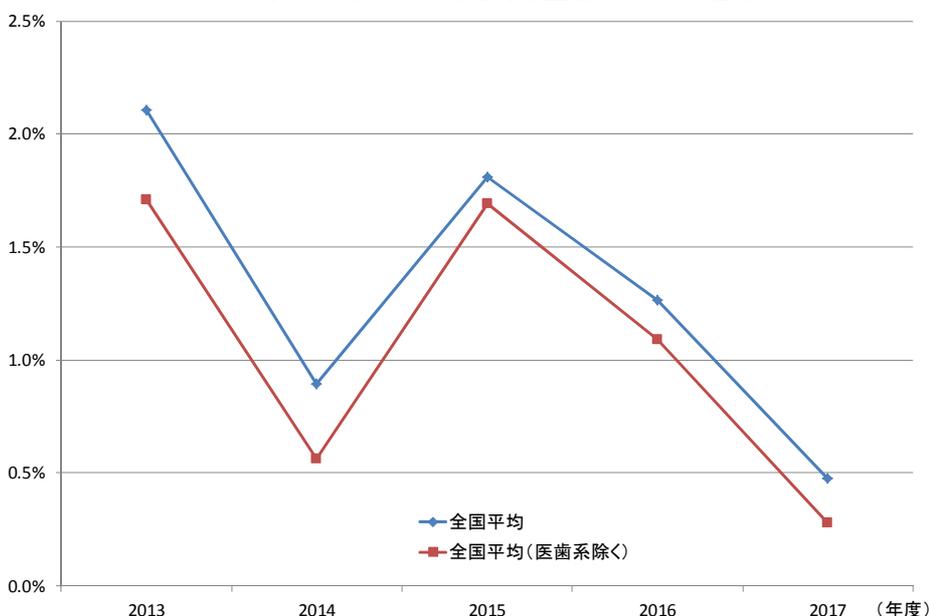


(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

⑩事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額/事業活動収入）

企業会計では税引前利益率に相当する事業活動収支差額率は、黒字を維持しているものの、低下傾向が続いており、このまま推移すると近い将来赤字領域に入る可能性がある。

図10 事業活動収支差額比率の推移



(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

(注)

1. 経常収入 = 教育活動収入計 + 教育活動外収入計
2. 事業活動収入 = 経常収入 + 特別収入計
3. 推定運用可能資産 = 特定資産 + その他の固定資産 × 0.64 + 流動資産 × 0.98
式中の乗数は「平成29年度版今日の私学財政（日本私立学校振興・共済事業団編）」
大学法人貸借対照表から算出した金融資産を計算するための調整係数。
4. 受取利息・配当金利回りは受取利息・配当金のみにより計算。有価証券の売却差損益・償還差損益等は考慮していない。受取利息配当金利回りのみ加重平均。他指標は単純平均。

2. 学生規模別の財務諸指標

学校法人の財務状況は法人間でのばらつきが大きい。そこで、学生数の規模で法人を10グループに分け、それぞれの財務指標を算出した。対象は大学院大学、通信制大学を主に設置する法人を除く534法人で学生の多い順から①～⑩グループとした。①～⑨グループは各53法人、⑩グループは57法人としている。ただし、学生数は大学に在籍する学生のみで、高等学校以下の生徒、児童数は含まれていない。

2017年度においては、大規模法人と小規模法人を比較すると、教育収支差額比率は①～③グループ、経常収支差額比率は①～⑥グループ、事業活動収支差額比率は①～⑥グループがプラスになっているものの、それより小規模なグループではマイナスとなっている。①グループについては、人件費比率が最も低い一方で、受取利息・配当金利回り、教育研究費率は高く、財務面、教学面ともに比較優位に立っていると考えられる。

一方、⑩グループは補助金依存度が高く、人件費負担も重い。経常寄付金比率は高いが、これは一部の宗教法人系、医療系の法人で寄付金が多いためと考えられる。いずれにせよ、小規模法人については財務体質の改善が急務であろう。

表1 学生数規模別の財務指標(2017年度)

	学生数 (人)	学生生徒 等納付金 比率	経常寄 付金比率	経常補助 金比率	人件費 比率	教育研 究経費比 率	管理経費 比率	受取利 息・配当 金利回り	教育活動 収支差額 比率	経常収支 差額比率	事業活動 収支差額 比率
①	18,075	73.08%	1.14%	8.59%	50.87%	35.37%	6.81%	0.81%	5.01%	6.73%	6.93%
②	6,667	73.47%	1.02%	10.34%	52.50%	35.28%	8.61%	0.69%	1.42%	3.42%	5.16%
③	4,139	73.79%	1.70%	10.55%	51.67%	33.37%	9.61%	0.62%	3.30%	5.08%	5.32%
④	2,772	68.81%	1.69%	12.31%	56.18%	33.36%	8.99%	0.68%	-0.91%	1.18%	0.47%
⑤	2,125	72.32%	0.96%	15.14%	56.62%	33.28%	9.32%	0.44%	-0.89%	0.55%	2.03%
⑥	1,484	73.93%	0.83%	15.43%	56.67%	31.73%	9.38%	0.37%	1.08%	1.96%	1.97%
⑦	1,095	64.90%	1.36%	16.71%	56.35%	34.93%	9.80%	0.23%	-2.02%	-1.64%	-1.75%
⑧	815	64.64%	1.12%	17.05%	59.53%	35.07%	10.86%	0.42%	-7.37%	-5.94%	-5.43%
⑨	562	68.38%	1.14%	20.09%	61.73%	31.23%	10.52%	0.36%	-4.83%	-3.81%	-1.77%
⑩	290	62.19%	7.65%	20.68%	64.01%	32.09%	12.05%	0.40%	-10.94%	-8.61%	-6.75%
全平均	3,782	69.47%	1.91%	14.74%	56.65%	33.57%	9.62%	0.50%	-1.69%	-0.17%	0.56%

(注)各指標は単純平均

(出所)各大学、文部科学省資料よりSMBC日興証券作成

3. まとめ

今後の18歳人口の減少をふまえて、文部科学省は学校法人に対して財務基盤の強化を要請している。財務状況が芳しくない法人に対する指導を強化し、法人名を公表する制度も導入される見込みである。しかし、現状では財務指標から見る限り、財務面の強化がなかなか進展していない様子が見え始める。また、大規模法人と小規模法人の間の経営状態の格差が大きくなっている。収支が赤字基調の法人については、資産運用、事業収入、寄付金、経費の抑制等、あらゆる方策を検討する必要性が高まっていると考えられる。

『私立大学のガバナンス』

東京大学 大学院教育学研究科 大学経営・政策コース
准教授 両角 亜希子

私立大学とは設置管理にかかわる学校法人と教育研究の場としての大学が一体となったものを指すが、組織上分離しているだけでなく、法律上も学校法人の運営は私立学校法、大学の運営は学校教育法によって規定される二重構造をもつ。各組織が経営と教学の責任を担うという説明がなされるが、たとえば教員人事を考えてもわかるように、両者は簡単に分離可能なものでない。理事会と教授会の意見対立など、この二重構造が私学のガバナンスの根本的特徴であり、いかにこの調和をはかるかが長年、私学運営の基本問題とされてきたし、その構造は現在も変わったわけではない。

また、日本の私立大学は諸外国の私立大学に比べても、多様なガバナンス形態を許容する制度になっている。私学のガバナンスの大枠は、戦後に作られた私立学校法によって規定されている。公共性、公益性が高い組織であることを考慮し、評議員会を必須機関とすること、理事は5人以上、監事は2人以上置くこと、役員に配偶者や三親等以内の親族が一名を超えて含まれてはならないという同族経営の防止など、理事やオーナー一族の専断を防ぐための最低限の共通ルールが定められている。これまでも私学の不祥事等を契機として、2004年の私学法改正で意思決定、執行、監督の役割の明確化をはかられ、2014年の私学法改正では、理事の忠実義務も新たに盛り込まれてきた。このように公共性を担保しつつ、他方で、私立大学の成り立ちの多様性に配慮し、大学の自主性を重視した多様なガバナンス形態を容認している点に特徴がある。

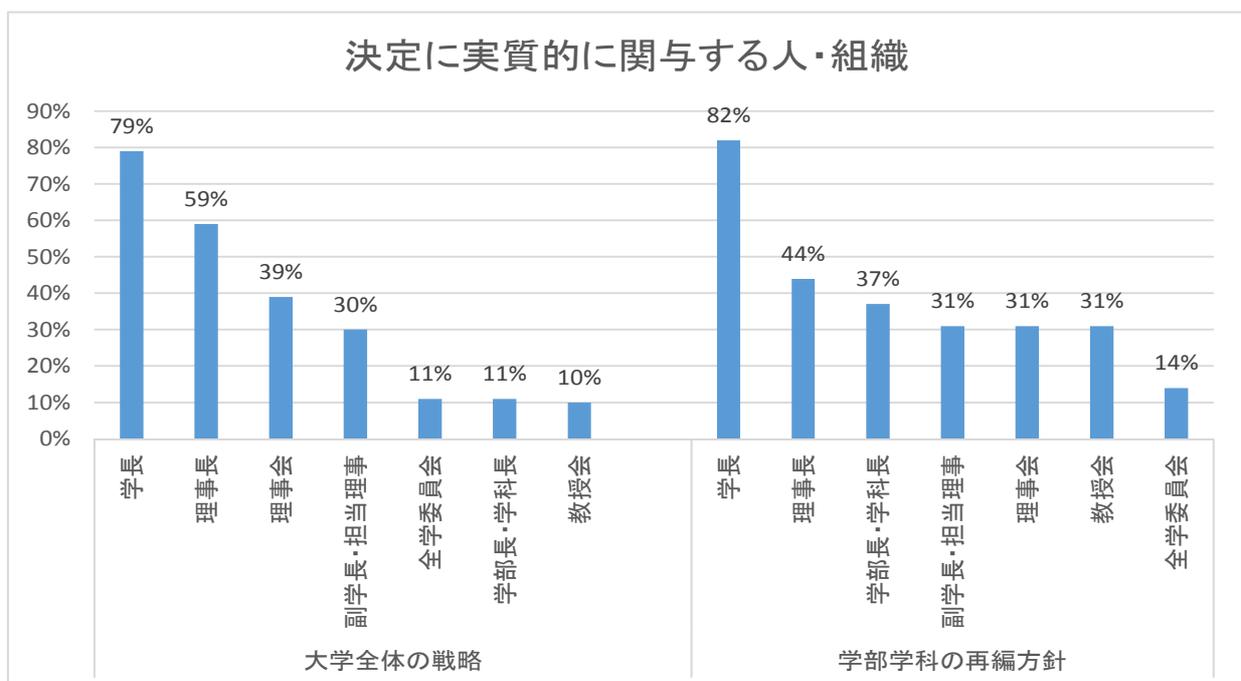
法律的には合議体である理事会が最終意思決定機関になっているが、実態はきわめて多様である。たとえば、日本私立学校振興・共済事業団が実施した『学校法人の経営改善アンケート報告』（2015年3月）によると、理事長と学長を兼任しているのは21%、理事長が常勤である者は87%、理事長の経歴（複数回答）では、「創設者あるいはその親族」39%、「自大学の教員」38%、「外部有識者の招聘」21%、「自大学の職員」11%、「設立主体からの派遣・紹介」9%などとなっている。学長の選考方法も多様で、「選考委員会による選出」51%、「理事会による指名」42%、「選挙による選出」36%、「その他の方式」12%である。また、創業者一族が経営に深く関与するいわゆるオーナー系私大もある。正確な数はわからないが、「理事長が創設者あるいはその親族」と定義してアンケートで何度か尋ねているが、ほぼ4割前後になっており、こうしたタイプの私学の存在感も大きい。

経済同友会の「私立大学におけるガバナンス改革」（2012年3月）などでは、教授会自治や

学長選挙が問題視され、2015年の学校教育法改正では、教授会の規定が「重要な事項を審議する」から「学長が決定を行うにあたり意見を述べる」へ変更されるなど、教授会自治の強さが批判の対象となることが多かった。しかし、実態を見ていくと、創業者である理事長が絶大な権力を持つ例、卒業生理事の発言力が大きすぎて、改革を阻んでいる例など、問題のありようも様々である。

多様な実態を許容する制度であるがゆえに、法改正によって、すべての私立大学に有効な解決策を提示できないのがこの問題の難しさだ。そこで、私学団体等では、ガバナンスコード（望ましいガバナンスの在り方の自主基準）を策定し、ガバナンス改革に取り組んでいる。そうした改革に加えて、筆者は2つの点が特に重要になると考えている。

第一は、ガバナンス改革だけでなく、マネジメントの改革を一体に行っていくことである。意思決定・執行にかかわる制度改正は重要な観点ではあるが、それをいかに運用するのかは人にかかっており、理事長や学長などの経営能力の向上が重要な課題である。わかりやすい例を挙げれば、選挙で選ばれた学長が大改革を実現した例も少なくないし、強力な権限を持った理事長・学長の大学経営がうまくいっているとは限らないことをみてもそれは明らかであろう。教育・研究の改革に主体的に取り組むのは教員であり、上意下達の発想で運営してもうまくいかないし、教育研究の本質や教員の仕事に対する深い理解があつてこそ、協力を引き出すことができる。トップがリーダーシップを発揮することはきわめて重要だが、それはトップに権限を集中させることではない。実際に私立大学の意思決定の場面には多様な組織・アクターが関与しており（下図）、組織を理解し、適切なビジョンを示し、多くの構成員の主体的関与を引き出していくような形のリーダーシップが必要である。



（出所）東京大学が2015年2月に実施した「大学上級管理職の現状と将来展望に関する調査」の私立大学回答（N=604）より筆者作成。

また、私立学校法の制度的な趣旨も十分に理解されているとはいいがたい。たとえば、2004年に私学法改正で、理事会を法定化し、理事長の代表権が明記されたが、それを理事長の権限強化と勘違いしている大学関係者も少なくない。近年、大学の教職員に対しては、SD(Staff Development) が義務付けられたが、理事会メンバーや大学の上級管理職を対象とした研修の機会は意外と限られている。アメリカのBD(Board Development) もそのまま導入するのは課題もあるが、一つの参考として、上位層向けの研修の充実を図っていくことも必要であろう。

第二は、情報公開の更なる促進である。私立大学の多様なガバナンスの実態は、専門家の目から見てもわかりづらいし、それを理解するための情報も十分に公開されていない。たとえば、他の公益財団法人等で公開対象となっている寄附行為（会社の定款に相当）、役員名簿、役員報酬基準等は私立大学の場合は公開対象とされておらず、自主性に任されている。寄附行為を公開していない大学も多く、どのような背景の人がどのように選ばれて役員になっているのか、どのような役割を担っているのかなどが説明されていないことも多い。公的な役割を担い、社会からの支援を得ている存在として情報を積極的に公開し、社会に説明することは重要だが、意外とその意識が薄い大学も少なくない。多くの大学は不正など無関係に誠実に運営しているが、わかりにくいがために、あらぬ誤解を招くこともあり、問題法人が出てくると、「他の私大も同じではないか」といった根拠のない憶測が飛び交うことがよくある。自ら情報を積極的に公開し、適切に運営している大学であることを学内外に示すのは自大学を守ることにもなる。今年の7月30日に文部科学省は「学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）」を発表し、2019年度から、①「運用資産－外部負債」がマイナス、②経常収支差額が3カ年マイナスという経営指導強化指標に該当する法人が3年程度の集中指導を受け、改善せず資金ショート等のリスクがある場合は、法人名が公表される。20法人程度が該当するのではないかとみられているが、どの私立大学が指導対象なのかといった社会の関心がより高くなる可能性も高い。自ら情報をわかりやすく発信していて、社会からの信頼を得ていくことがますます重要になっている。

両角 亜希子

東京大学 大学院教育学研究科 大学経営・政策コース 准教授

略歴 プロフィール等

東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学。博士（教育学）。

産業技術総合研究所技術と社会研究センター研究員、東京大学 大学総合教育研究センター助手、助教等を経て、現職。文部科学省中央教育審議会大学分科会将来構想部会（第9期～）臨時委員、文部科学省私立大学等の振興に関する検討会議委員。

学校法人インタビュー

☆インタビュー

学校法人 追手門学院 川原 俊明 理事長

『大学ガバナンス改革から教学改革へ』

■ ガバナンス改革の確立

日興：本日はガバナンス改革、入試改革、学部の再編などを中心におうかがいできればと思います。

川原：では、大学ガバナンス改革の推移と、現在の大学の状況、さらに新キャンパス開設を含めた新教育展開について、順に説明させていただきます。

追手門学院大学のガバナンス改革は2012年から2013年にかけて、学校教育法改正の1年前に、す



でに確立しました。大学ガバナンス改革とは何か。改正私立学校法は、大学に理事会を置くものとし、これを最高議決機関と定めました。この法律どおり、大学の運営（経営と教学）を理事会の主導のもとに置く必要がある、というものです。従来、大学運営について、多くの大学では理事会と教授会の二つが対立する構造にありました。教授会が主導権を握り、実質的な大学運営をしているということです。2014年に学校教育法改正がありました。多くの大学は、形だけ改正法に追随しつつも、相変わらず教授会が主導権を握って運営しているのが実態です。

追手門学院大学は、なぜガバナンス改革ができたのか。本学は1966年に大学が開学し、2016年に50周年を迎えました。本学でも、今から10年20年前まで、教授会が主導権を握っていました。そのため、教授会の意向に反すれば、たとえ新しい時代に即応した改革といえどもほとんど実現できなかった。それはなぜか。株式会社であれば、取締役会が権限と責任の下に業務を運営します。大学の場合、教授会の力が強すぎると、理事会が問題提起しても教授会が反対すれば、それだけで改革が頓挫してしまう状況でした。

これがガバナンス改革を必要とする背景です。教授会の強さ。それは大学教員の体質的な既得権益、現状維持の発想が非常に強く、肝心の時代に即応した教学改革の努力を怠りがちになっていたという状況だったのです。

私が理事長になったのは2011年7月。前任の理事長からのご推挙で就任させていただいたのですが、その時点でも、理事会と教授会の厳しい対立がありました。理事会が事実上機能しないこともあり。私は弁護士として、私学法や学校教育法の観点からみて、これが当たり前なのだろうか、と疑問に感じたわけです。その前に私学法が改正され、私学法人には理事会を置く、と定めら

れました。理事会こそが私学法人の最高議決機関だという法律です。しかし多くの大学の実態は、理事会が教授会に大学経営を丸投げ（白紙委任）していた状態だったのです。学内規程もそのように設けられていました。

しかも、従来の教授会規程を変更するためには、教授会決議で3/4の賛同がなければ改正できないことが規程されていました。教授会の権限が強かった時代背景のもとでつくられていたのです。教授会の上部機関である大学評議会。そこが実質、大学運営をつかさどっていたのです。その大学評議会規程を改正するにも3/4の賛同が必要。しかし、よく考えてみれば、そういった規程を制定したのも当時の理事会でした。すなわち、当時の理事会は教授会との力関係を反映した規程しか作れなかった。だけど、よく考えてみたら私学法では理事会が最高議決機関。学内の規程の制定・改廃権限、つまり立法権はすべて理事会にあります。教授会規程は、規程の手続どおり踏まないと改正できない、というのが一般的な見解でした。しかし、考えてみれば、その規程を作ったのは理事会です。この規程どおりに変更しようとするれば、3/4の賛同手続きを踏まなければならないかもしれませんが、しかし、規程自体を廃止してしまえば、3/4の賛同手続きは不要です。そこで理事会において、従来の教授会規程・大学評議会規程を一切廃止。新しく教授会規程、教育研究評議会規程を、新規に制定しました。教授会は学長の諮問機関にすぎない、と言う内容で。そうすることで大学の経営実権を理事会に集約することができたのです。以後他の学内規程も一気に改定することができました。

同時に大学の憲法に該当する寄附行為について、学長を含めた学校の長は理事会で決めるという内容に変えました。これによって人事権も理事会に集約できました。その後、大学の学長選挙制度そのものも廃止。学内の選挙制度はすべて廃止。学校法人の経営権、人事権を理事会に集約することによって一気にガバナンス改革を確立させました。個々に反対はあったと思いますが、

追手門学院大学の会議体

「すべては学生のために」
を実現する追手門学院大学の
会議体（イメージ図）



学内は理事会が経営権の実体を持ち、経営教学一体の運営になりました。そこから一気に教学改革の、のろしが上がっていったのです。

この流れをさらに推し進め、学部教授会も廃止しました。今は全学教授会にして、教授会を一本化しました。今までの学部教授会は学部会議として、学長の諮問機関。大学の学長そのものも選挙ではなく理事会が任命。理事会は経営と教学を一体化して集約することができました。

■ガバナンス改革が様々な教学改革へとつながっていく

川原：今は全学教授会のもとですべての大学教員を大教室に集めて、新しい教育の展開へ向けたFD（ファカルティ・ディベロップメント、大学の授業改革のための組織的取組）をしています。新しい教育、つまり学生を巻き込んだラーニング・コモンズも含め、学生の主体的な学びをどう展開すべきか。各学部の代表の先生方に順次、講義してもらいます。全教員に新しい教育、学生の主体的な学び。そういった内容を全学教授会として運用しています。

教学改革の展開。理事会を中心とした経営と教学の一体運営にあります。特に私学は建学の精神に基づいた教育が必要で、経営と教学は一体であるべきです。多くの大学は、改正学校教育法の建前から、教授会は諮問機関であると規程の上では定めています。しかし、実態は従来通りのところが多いのです。本学の場合は、新しい教育展開としてアサーティブ入試というものに取り組んでいます。これには従来の選抜型から育成型入試というキャッチコピーがあてはまります。従来のようなペーパーテストだけで学生を入学させたいというのではなく、入学前から学修意欲に向けた志を育て、入学後の4年間で、その志をさらに高めて社会に貢献する人材を育成する。これがアサーティブ入試です。入試選抜自体も、教員と職員が協働して個別面接するなど受験生を評価するのです。

広報：さらにいえば、入試前に試験とは関係なく個別面談をします。そこでは、大学へ行く目的意識などを明確に持たせたうえで学部選び・学校選びをしてもらいます。つまり、学びたいという志が明確になった状態になってから入試を受けてもらう、というのがポイントです。受ける前の段階で職員が個別面談をします。将来の目標をどう設定するのか、何を大学で学びたいのか、などを尋ね、より深く考えることを促します。時にはその子の目指す将来に必要な学部が本学になければ、他大学を勧めることもあります。そこまでしっかり職員が面談をして、目的意識を持って進路を考えてもらう。これがアサーティブ・プログラムと呼んでいるものです。これを受けて追手門学院大学に行きたいとなれば、基礎学力を高めるWebシステムなどのツールを用意しています。そして大学で学ぶ準備ができた生徒に対し、このプログラムを通して成長した生徒を評価する入試制度がアサーティブ入試です。その入試手法は、グループディスカッションと基礎学力テスト、個別の面接で選抜をしていきます。大学に行く目的がきっちり固まっていれば、大学に入った後に伸びていく要因が高まります。まずそういう選抜をしましょうと。まず入る段階での志を高め、入学した学生をきっちり4年間で成長させる、というこ

とです。

川原：それが文科省の平成26年度大学教育再生加速プログラムの入試改革として私学で唯一採択されたものです。

もう一つ、新学部設置もガバナンス改革の成果として実現しました。2015年に開設した地域創造学部。従来の大学では、大学の教室で講義を受けて学生が学ぶという座学のスタイルが圧倒的でしたが、地域創造学部はフィールドワークを中心に、外に出て地域の中で学び、成長するというプログラムが特徴です。

広報：これが2015年の学部新設で、川原が2011年に理事長に就任して、寄附行為を2012年に変えたガバナンス改革によって動きだし、2015年に新しい学部を創りました。

川原：学部教育も変化させています。地域創造学部が展開しているフィールドワークというスタイルを全学的に広げていこうとしています。地域創造学部はフラッグシップとしての学部という位置づけ。社会学部や国際教養学部等でもフィールドワークという授業形態での展開が始まりました。経済学部や経営学部でも、学生を教室での学びにとどまらず、地域や工場で企業がどう動くかを見て学ぶ、その実体験を踏まえた教育展開をしています。

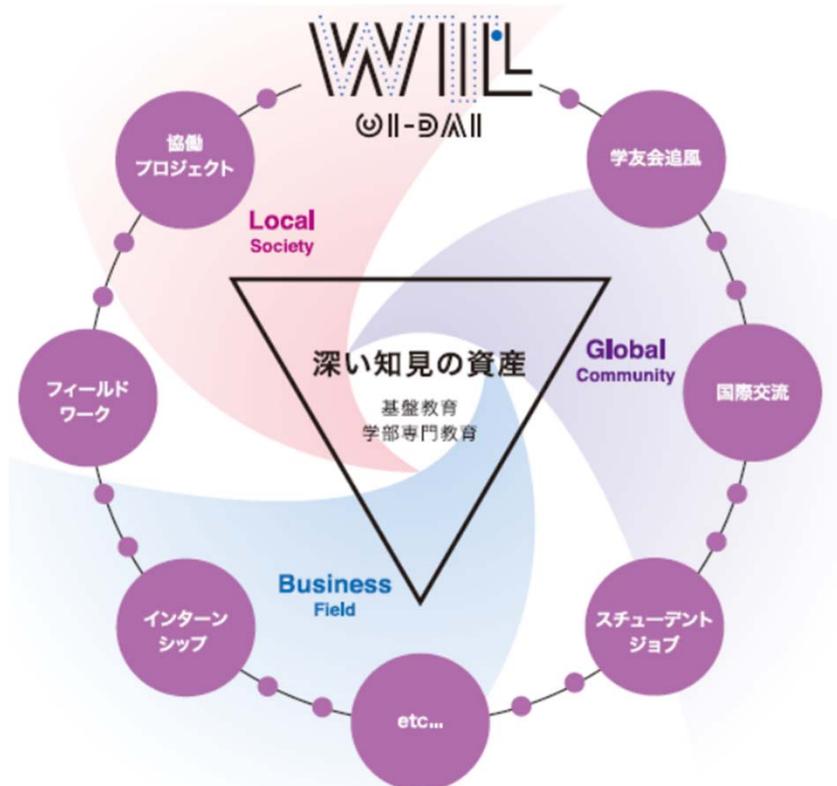
その延長線上で、2019年4月に新キャンパス展開をします。新しい土地・建物を整備するというだけではありません。今年の学院創立130周年を機に新しい教育を展開したい。従来の大学教育にとらわれることなく、今までの座学もフィールドワークも越えた形で、追手門版新教育WILを展開していきます。WILはWork-Is-Learningの略で、行動しながら学び、学びながら行動していくこと。これを新教育の指標として展開していきます。生涯学び続ける人材育成。本学には、こども園から大学院まであります。それを全部つなげた形で、幼少時から大学、さらには大学を出てからも生涯学び続ける人材、生涯学んでいこうとする人材を育てていきたい、と考えています。

これには、正課の教育はもちろんですが、正課外教育も含まれます。インターンシップにしても本学では1年生から、できるだけ早い時期に社会に出て体験してもらいたい。自分はその時点で社会人として何が足りていないか、社会は何を求めているのか、自覚させるという方針で、1年生からインターンシップへの参加を推奨しています。

また、最近文科省でいわれている「学生の成長の可視化」があります。本学ではこれをオйнаビ（追大e-NAVI）として取り組んでいます。今までも、様々な学生のデータが学内に点在していました。それをまとめて再度ナビゲーションで可視化します。学生の成長が今どこまで進んでいるか、どこで停滞しているか。これをすべて集約し、教員側からそれがチェックできる。学生側からもそれを確認する。自分が今どこまで成長しているか、どこでつまづいているか、今の成績が全体の中でどの順位にいるのかが分かるような仕掛けを作りました。学生側からも教員側からも学生の成長を可視化するシステムです。大学だけではなく小中高にもつなげて総合学園としての新しい展開をします。それに

よって学生の成長をバックアップしていきます。

追手門版新教育 WIL イメージ図



■新キャンパスで加速する新教育へのチャレンジ

川原： 来年4月の新キャンパス開設を契機に新入生から全学生にPCを持たせ、ICT活用教育を全面的に導入します。大学だけではなく、中高生にも来年4月からスタート。AIの時代を切り拓く人材育成という観点からICT活用教育を推進します。同時に小学校でも新校舎（メディアラボ）を建設し、ICT環境を充実させます。追手門学院大手前中高ではロボットサイエンス部がアメリカの世界大会で世界一になりました。その背景にプログラミング教育があります。プログラミング教育を小学校から大学まで連携します。AIの時代を切り拓く人材育成という観点でプログラミング教育を徹底して行います。新キャンパスでは、BYOD（Bring Your Own Device、各自がPCやタブレットを持って参加する）環境を整備し、それで自分の成長の可視化を身近にするとともに、電子図書館システムを導入します。各人のPCから身近に図書館があり、文献検索も常時できるような環境整備にも取り組みます。今は大学中心ですが小中高もすべて接続する形態をとっていく、そういった新しい教育展開をしていきます。

新しいキャンパスはJR京都線のJR総持寺という新駅から徒歩圏内にあります。逆三角錐の斬新な形の一棟建て。新教育の考え方と連携しています。普通、大学に学部がいくつかあれば学部ごとに学部棟ができるのですがそうはしません。一つの大きな大学棟をつくり、そこに学生同士が絶えず

賑わいを醸し出し、主体的に学びあえる。そういった環境を提供します。

そうした発想のもとで逆三角錐の斬新な学びの棟を提供しています。たとえば1階は、広々としたホールになっており、学生同士が学び合いができる展開をします。ゼミやディスカッションを自由にできるスペースにしています。これがWILホール。先ほど説明したWork-Is-Learningのメインのホールです。その周辺には4つの大きなスペースがあります。それはWILスタジオという形で各学部の特徴的な教育展開をします。完全に市民開放型の大学です。もちろん塀もなく、逆に地域の住民の方々が新キャンパスの大学棟に入ってもらって構わない。地域の人が横にいても授業を展開する。そうした形での新しいキャンパス展開を想定しています。同時に中高も全面移転します。中高教育といえばそれぞれの教室ごとに分かれているのが普通です。しかし、新キャンパスでは教室自体が自由自在に大きさを変更したり、廊下をも活用した形での教育展開ができます。2クラス3クラスで合同授業をしたり、従来とは違う発想での新教育をします。そこでもベースはWIL。「学びあい、教えあい、主体的な学び」。新しい教育的発想をもとに中高でも同じような形で、広い空間を活用します。自在に生徒同士が議論しあい、自分たちで学びを深めていく。そうした背景の中で中高棟も新しい形態で作っていきます。

ガバナンス改革から新教育につながり、新キャンパス移転。さらに本学が目指すものがあります。本学は、現在、中規模大学として学生数7,000名程度です。これを2020年ごろには8,000人に。それを越えて1万人を超える学部展開。大学だけで1万人を超える大規模総合大学にしていきます。新キャンパス展開、学部展開に関しても、文系中心から、理系への進出、それも文理融合の教育展開。文系であっても理系要素を十分に入れた教育展開をします。理系進出も文系の要素を入れたうえでの理系学部。それをこの10年以内に設置したいと考えています。キャンパスができ2キャンパス体制となりますが、5年以内に新キャンパスへの全面移転も視野に入れていきます。

財政シミュレーション的にも、それが可能な状況で手堅く進めていきます。本学はガバナンス改革によって、学内的には理事会と教授会が力を合わせ、教職員が一丸になって新教育・新しい人材

新キャンパス 大学校舎:大学棟



育成を進めていきます。ガバナンス改革を確立させたことで、総合学園としての新教育展開が可能となりました。

今でもSMBCグループから、様々な出前授業を協力していただいています。今からの大学教育は社会をリードする人材育成をしなければならない。教える側も現実の社会を学ぶ必要がある。今まで、大学は「世間とは違う」という考えから、小さな殻に閉じこもるイメージがありました。それ自体が大きな間違いです。むしろ大学から社会に飛び込み、むしろ社会を改革していく牽引力のある大学にならなければならない。本学はそういう背景の中で過去があり、今があり、将来を見据えた展開をしようとしています。

■ 質の高い教育展開と高まる社会的評価

日興：ありがとうございます。2,3問続けてお伺いしますが、大学の志願者数が非常に増えていると伺っているのですが、その要因はアサーティブ・プログラムなどが主なのでしょうか。

川原：アサーティブ入試や新学部設置も要因の一つではあります。それも含めて本学が教学改革を積極的に展開していることが高校や塾から、高い評価を受けています。ありがたいことに6年連続の志願者増です。昨年の入試では延べ3,026人の志願者増となりました。これは学部間の併願も加味した数字ですが、それを含まない実志願者数も増えており、それが一番うれしいことです。今回の夏のオープンキャンパスでも昨年以上の来場者にお越しいただいています。新キャンパス含めた新教育展開。本学の教学改革が社会に評価していただいている、という気がします。

日興：大学教員に対する教育体制はどうなっているのでしょうか。

川原：大学教員の教育については独自の展開をしています。大学教員は普通、自分の研究室を拠点に研究活動し、それを踏まえて学生に教育をします。ところが本学の新キャンパスには個々の研究室はありません。要するに、教員と学生の距離を縮めたいのです。教員が、学生に寄り添う。新キャンパス1Fの大きなフロアや、4つのWILスタジオで、学生と教員が身近な距離間で教育展開します。個別指導ですね。同時に大学教員の研修。FDといいますが、全学教授会がFDそのものです。毎月一回全学教授会をFDとして展開しています。

一方通行の指導でなく学生を巻き込んだ双方向教育を実践します。それとともに、他の大学でも問題となっているのが、非常勤講師です。多くの大学では、非常勤講師の授業マネジメントに対する指導体制が不十分です。本学では非常勤講師に対しても専任教員と同様の教育展開してもらうためにFDをしています。本学は非常勤講師に対しても手厚い指導をして教育を展開し、学生を成長させます。学生の成長に力を入れているところが本学の特徴です。教職員の方もみんなで学生の成長をバックアップしています。みんなで知恵を出し合って、ここまで来ています。これも素晴らしい

い。理事会などの大きな会議体もフリーアドレス。議長席もやめましょうと。教育研究評議会も円卓会議。円卓で、フリーアドレスで活発な議論をしましょうと。その結果、いろいろ建設的な意見が飛び交っています。皆さんの議論を踏まえた教育展開ができています。理事会も他大学では形式的運営というところもあるようです。本学では理事の皆さんが熱心に議論します。理事会の中で、ディスカッションの時間を提供しますので、様々なテーマについて積極的に意見交換ができます。非常にオープンな形で大学運営が展開できています。本学は人を成長させます。

折しも、2018年11月7日、追手門学院創立130周年記念式典が開催されました。大阪城ホールは、1万人の参加者によって埋め尽くされました。本学は、追手門版新教育WILを提唱し、全学的な実践を宣言しました。WILで新しい教育を切り拓きます。

川原 俊明氏

学校法人追手門学院 理事長 追手門学院大学 学長

略 歴：

1970(昭和45)年3月 早稲田大学第一法学部卒業

1981(昭和56)年4月 川原俊明法律事務所設立

2002(平成14)年4月 弁護士法人川原総合法律事務所設立 所長(現在に至る)

追手門学院での経歴

1984(昭和59)年7月 学校法人追手門学院評議員 就任(現在に至る)

2002(平成14)年7月 学校法人追手門学院理事 就任(現在に至る)

2011(平成23)年7月 学校法人追手門学院理事長 就任(現在に至る)

2015(平成27)年7月 学校法人追手門学院学院長 就任(2016(平成28)年7月まで)

2017(平成29)年4月 追手門学院大学 学長 就任(現在に至る)

☆インタビュー

学校法人 関西外国語大学 谷本 榮子 理事長

『国際人育成のパイオニア』

日興：学校を設立された経緯と、法人をどのように運営されてきたのか、今後どのようなことを計画されているのか、お聞きができませんでしょうか。

谷本：終戦の3か月後に、祖父母が国際的視野をもった人材を育成しようと、谷本英学院を創設しました。その後、関西外国語学校という各種学校をつくり、1953年（昭和28年）、短期大学を開設しました。短大開設時は、資金面で銀行などにいろいろとご協力をいただきました。高度経済成長期で日本経済がどんどん成長していた1966年（昭和41年）、4年制大学にする必要を感じ、関西外国語大学を設置しました。



私たちは遅くできた単科大学ということで、他大学と同じことをしては、成長は難しいものがあります。そして、これからは海外で異文化理解を学ぶ時代だと考えました。ただ、当時は、留学しようと思っても資金的に難しい時代でしたので、大学の支援で、少しでも異文化に触れさせ、違う文化を理解することによって学生に成長してもらいたいという考えのもと、海外の大学との交換留学提携を進めていったわけです。単科大学であることは反面、予算を分ける必要がなく、英語教育の分野にすべての資金を投入できる利点もありました。

多くの大学と交流しましたが、最初に学生を派遣してきたのはアメリカのアーカンソー大学で、1968年（昭和43年）のことです。関西外大はその2年前にできたばかりでしたから、海外から留学生が来るということで、たいへんな騒ぎで大学を挙げて歓迎イベントに取り組んだものです。アーカンソーの留学生が来校した翌69年には、本学の学生がツアーを組んで初めてアーカンソー大学を訪れ、国際交流が始まりました。

その後、少しずつ海外の交流相手を増やしていきましたが、当時はまだ大学設置基準が厳しく、留学すれば卒業するのに5年かかりました。それが1970年代半ばに制度が変わり、留学しても4年間で卒業できるようになったのです。これを機に、交流校が10校、20校とどんどん拡大していきました。当時、早稲田大学国際学部が35校と提携しているなどといわれており、それを目標に頑張りました。2018年4月現在、本学の協定締結校は54か国・地域の383大学になりました。

日興：国際交流を行ううえでどのような対策をとられたのですか。

谷本：留学生を集める方法としては、受け皿となる留学生別科を設けました。アメリカの大学の3年生ぐらいのレベルの授業をできる教員を集め、「エイジアン・スタディーズ・プログラム」(ASP)という特別のプログラムをつくりました。これは日本語のほか、日本やアジアの政治、経済、宗教、歴史、文化、ビジネスなど約60科目からなり、留学生に英語で講義するものです。当初はこれほど系統だった留学生向けのプログラムが他大学になかったため、人気を集めました。また、交換で留学する本学学生のレベルが少々低くても相手側が認めてくれたこともあり、交流が拡大していったのです。

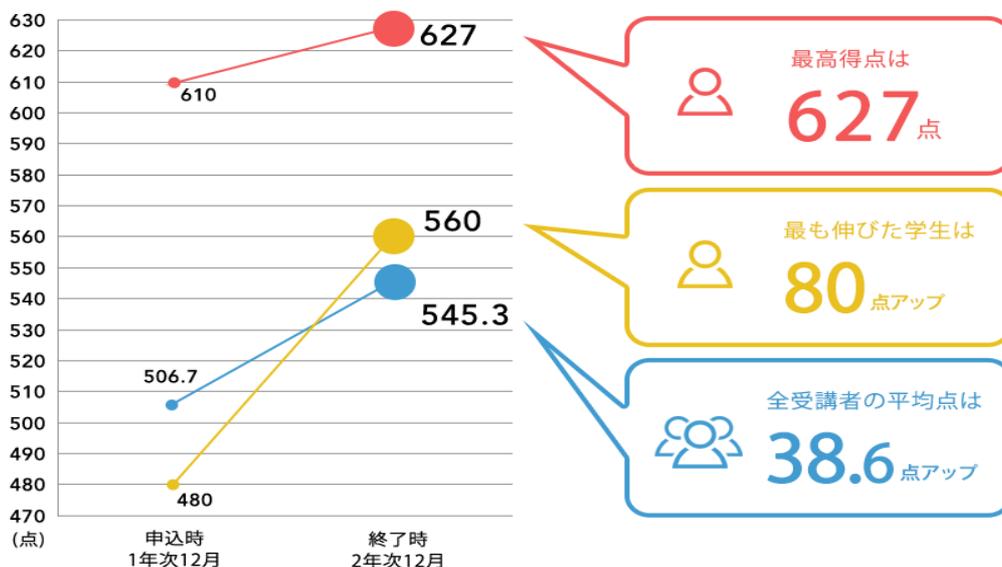
今では、こうしたプログラムを他大学でも行っておりますので、更に進化させていかなければなりません。また、アメリカの大学やイギリスの大学では現在、留学条件としてTOEFL550点以上必要などと質の保証を厳しく要求してきます。そうすると、本学では条件を満たすために教育の内容を充実させていかなければなりません。

このハードルをクリアするために新しい英語教育プログラムを2017年度からスタートさせました。「Super IES プログラム」と名付け、英語教育に定評のあるアメリカ、オーストラリアの大学と協働してプログラムを開発し、教員も相手校から派遣いただいております。協働開発校は米国がノーステキサス大学とアラバマ大学、豪州がウェスタンオーストラリア大学とアデレード大学の計4大学となり、プログラムを受講した学生は長期留学生として派遣されるようになりました。

日興：そうした戦略が功を奏したということでしょうか。

Super IES の前身「早期留学直結プログラム」受講者のTOEFL得点アップ実績

TOEFLスコアの推移 (2015年度実績)



谷本：おかげで順調に発展してきました。入学志願者も増え、「留学したいなら関西外大」「CAを目指すなら関西外大」というような社会的評価もいただき、学生も留学したい人、CAになりたい人が多く入学するのですが、実際に勉強すると、「大学でこんなことをやりたい」「海外で自分探しをした結果、こういうことに向いている」などと視野を広げた結果、進路変更する学生も出てきていて喜んでいます。

大学としても年間10億円ぐらいの留学予算をとっておりますので、学生たちが留学した後、みんながCAや英語教育に進むのではなく、できるだけ多様な分野で活躍してもらいたいと思っています。最近では、外資系に就職する学生も増えており、大学の存在意義があったという気がしています。

今年10月に同窓会が開いたホームカミングデーのイベントに、スペインのバルセロナで空手を教えているOBの林謙二さん（1974年外国語学部スペイン語学科卒業）という方をお呼びして話をさせていただいたのですが、林さんは「私たちの学生時代には何もなかった。大学がこんなに立派になっており、違うところに来たみたいだ」と感想をもらっていました。卒業生の中には海外で活躍している人もいますし、海外から本学に留学し帰国した人が、在日公館の総領事になったり、講師（旭堂南春＝キャロル・アン・ローズさん、2003年関西外大留学生別科修了）になったりと、活躍している話を聞きますと、本当に嬉しく思います。

海外からの留学生も日本を好きになって帰って行きますので、留学生別科という受け皿をつくったことは、資金はかかりますが、大学全体のことを考えると、それなりに意義のあったことだと思っています。

2015年から留学生のためのインターンシップ「海外留学生グローバルインターンシッププログラム（KGIP）」をつくりました。アジアの人を連れてきて研修するというのはあると思いますが、本学のプログラムは、主に欧米系の学生に日本企業や学校で1ヶ月以上の就業体験していただくというユニークなインターンシップで、今年は約50人が参加しました。プログラムはアメリカの大学でも評価をいただき、「関西外大のこのプログラムに入りたい」という声も出てきております。

このように教育の中身を絶えず充実、進化させていかなばならないという思いで大学運営に取り組んでいます。留学生を対象にしたクラスに日本人が入るような授業では、日本人向けに授業を展開すると外国人は嫌がりますから、アメリカの大学と同等の授業を提供しなければなりません。日本人学生もアメリカで授業を受けているような状況になるので、留学したときに自然と授業に入っていけるという効果があります。

日興：新キャンパスが開学しました。滑り出しはいかがでしょうか。

谷本：今春、新しいキャンパスとして「御殿山キャンパス・グローバルタウン」を開学しましたが、キャンパス内に学生と留学生がともに学び、ともに暮らし、ともに成長することを目指した学生寮「グローバルコモンズ 結-YUI-」をつくりました。留学しなくても留学の疑似体験ができるような施設でありまして、学生の異文化理解を助けるという面で順調に推移しているようです。

日興：英語キャリア学部という名称はユニークです。学部の特徴は何でしょうか。

谷本：これまで文学中心だったカリキュラムを、英語をツールとして、社会学、経済学、経営学をミックスした学部です。学生1人に教育、留学、キャリアと3人のアドバイザー教職員がつき、絶えず調整しながら指導しております。さらに、小学校教員コースも設け、学部の定員は180人となりました。

英語キャリア学部の学生は必ず1年間の留学をすることをカリキュラムに組み込んでおり、留学の費用は大学が奨学金として支援しています。ただ、全員がその対象というわけではなく、留学してもついていけない学生に対しては、大学が授業料だけ持ち、生活費は自己負担となるケースや、1年ではなく半期の留学に行くケースも出てきます。半期の留学であっても視野が広がります。自分に足りないところをよく認識して次のステップにつなげていってほしいと思っています。

日興：英語キャリア学部の卒業生の進路はいかがですか。

谷本：就職先は銀行や国際機関、NPO、外務省の専門職員などさまざまで、多岐にわたる分野で活躍しています。神戸大学の大学院に進み研究者になった人など大学の教員になる人や、外資系企業に就職し海外で勤務する人も少なくありません。また、米国公認会計士（USCPA）を目指し現地の大学で学び会計士になった学生もいます。

学部では教職教育にも力を入れており、中学、高校の英語教員になる人も増えており、大阪の府立高校には本学出身の英語教員が必ず1人はいるといわれているほどです。

日興：関西外大はCAになる学生が多いことで知られています。どの学部もその傾向があるのでしょうか。

谷本 CAになる人は、短大、外国語学部、英語キャリア学部、英語国際学部とすべての学部にあります。外国語学部からパイロットになった人もいます。語学を使って仕事をするという職種には、さまざまなお仕事に食い込んでいるという気がします。

日興：かなり前からそういう状況だったのでしょうか。

谷本：そうですね。短大時代から「CAになりたかったら関西外大へ」といわれていましたから。国内便だけの時代は短大生が多かったですが、今はCAだけではなく、地上勤務のグランドスタッフやグランドハンドリング、貨物などさまざまな分野に及んでいます。航空業界への2019年度内定者数は現時点で276人です。

日興：リカレントといわれる、社会人向けの講座などの方向性はどうお考えでしょうか。

谷本：短期大学では「50歳からの大学」として、退職した方々を対象にしたプログラムがあります。2年間の授業を2～4年かけて行い、授業料も2～4回に分けて納付するようにしています。また、地域貢献が大学のひとつの大きな使命であり、その中心になる施設として中宮キャンパス内にICC（インターナショナル・コミュニケーション・センター）を建設しました。外国人留学生と一緒に夜間講座として英語道場を開講する等、枚方市と共同で各種市民向けイベントを開催しています。

日興：企業と連携して取り組んでいることはありますか。

谷本：ホテル業界と関係を築き、教員を派遣してもらったり、インターンシップで学生を受け入れていただいたりしており、ホテル業界に就職する学生が増えています。外国人訪日客の増加など観光が注目されるなか、2018年秋学期に「サービスホスピタリティ業界のリーダー養成プログラム」をスタートさせました。学生は海外のホテルなどで働くための英語力と専門知識を習得し、履修後には海外留学と海外でのインターンシップを行うことで、将来のホテル業界のリーダーとなる人材を養成するプログラムです。

また、大阪府と大阪市が統合型リゾート（IR）の誘致を目指しており、この方面の人材も必要になってくると思われます。米国の関連企業からの働きかけもあり、アメリカのホテルビジネス学のようなものを立ち上げられないかと考えており、いろいろと情報を集めているところです。日本ではホテルビジネスは学問としてはまだまだ認知されていませんが、アメリカの大学ではすごく評価されていると聞いています。

さらには、課題解決型授業（PBL＝Project Based Learning）で、京阪ホールディングス、阪急阪神ホールディングスの傘下企業などさまざまな業界、また、ひらかた市民病院といった公的な機関ともタイアップして取り組んでいるところです。

御殿山キャンパス グローバルタウン(2018年4月開設)



日興：学校法人としての取り組みはいかがですか。理事長は短大の学長も兼ねておられますが。

谷本：全国の短大は全体の約7割が定員割れといわれています。本学は「チーム短大」として、卒業後に就職したい学生は就職先を見つけ、4年制大学に編入学したい学生は進学できるように、教員全体で取り組んでいます。

短大はアメリカの大学への3年次編入の道も開いています。アメリカのコミュニティカレッジと単位を交換する3年次編入制度で、まだ成績上位の学生しか参加できませんが、アメリカの4年制大学へ進学するというコースもあります。

4年制でゆっくり学習するのもいいですが、短大の2年間で集中的に語学を学び、次の学びのステップに進むという選択もあります。半分以上は4年制大学に編入しますが、2年間で勉強する習慣をつけていますので、国立大学に編入し、成果を挙げている学生もいます。

短大から4年制への編入制度に今後も力を入れて取り組みたいと考えています。本学短大の定員は日本でもっとも多いと思いますが、それだけに多様な学生が来ています。4年制に行けないから2年間でという学生や母親が外国人の学生、英語はできるが日本語が不自由な学生など、これからのグローバル社会の縮図のような状態です。教員もたいへんですが、一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

大学全体で法人のスキームはしっかりつくってもらっており、何とか資産運用をさせていただいています。学校法人ですので、資産は学生からの預かり金という側面があり、学生に還元しなければなりません。効率を追い求めるだけでなく、減少しないように堅実な運用を行っています。さまざまな学生が在籍していますので、できるだけいろいろな形の奨学金制度を設け、学生の学ぶ権利や環境を整えていきたいと考えております。

谷本 榮子氏

学校法人 関西外国語大学 理事長、短期大学部 学長

1965年関西外国語大学入職、1977年評議員、常務理事、副理事長を経て、2008年より理事長。2007年より短期大学部学長兼務。

米国・モーニングサイド大学、米国・パシフィック大学、ドミニカ・サンディエゴ大学、アルゼンチン・ブラスパスカル大学より名誉博士号、中国・北京語言大学より名誉教授、2000年文部科学大臣より教育功労者表彰、2009年藍綬褒章、2017年旭日中綬章を受く。



『2018年を振り返って』

2018年も残すところ、あとわずかとなりました。関係者の皆さまには大変お世話になりました。

今年は、学校法人様向けのセミナーを、東京と大阪で開催しました。文部科学省の動向や、学校法人のガバナンスをテーマに掲げ、多数の方にご参加いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。参加者の質問や表情からは、できるだけ多くの情報を集めてこれからの経営に活かしたい、という思いがひしひしと伝わってきました。

一方で、わが家では来春5年生になる息子が中学受験をするかどうか今一番の話題となっています。決断を迫られる中、各学校にどのような特色があるのか情報収集を始めました。

2019年でもできる限り、学校法人経営のお役に立てる情報をお届けしたいと考えております。そして、厳しい環境に立ち向かい、さまざまな努力を重ねる学校法人様を公私ともに応援したいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

公益法人業務部
制度調査課長
安川弘司



公益法人向け情報誌 こうえき 第3号

【発行日】 2018年12月7日

【発行元】 SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部 制度調査課

【責任者】 安川 弘司

【編集者】 司 淳 荻野香織

【免責事項】

本資料は有価証券その他の投資商品の売買の勧誘ではなく、情報提供のみを目的にSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）が作成したものです。本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。情報が不完全または要約されている場合もあります。本資料に記載する価格、数値等は、過去の実績値、概算値あるいは将来の予測値であり、実際とは異なる場合があります。かかる価格、数値等は予告なしに変更することがありますので、予めご了承くださいようお願いいたします。本資料は将来の結果をお約束するものではありませんし、本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客さまの判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について、当社が責任を負うものではありません。本資料は、本資料を受領される特定のお客さまの財務状況、ニーズ又は投資目的を考慮して作成されているものではありません。本資料はお客さまに対して税金、法律、投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。投資に関する最終決定は、契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、お客さま向け資料等をよくお読みになり、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。本資料に含まれる情報は、提供されましたお客さま限りでご使用ください。本資料は当社の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、当社の事前の承諾なしに複製または転送等を行わないようお願いいたします。本資料に関するお問合せは当社公益法人業務部制度調査課までお願いいたします。本資料に記載された会社名、商品名またはサービス名等は、当社または各社の商標または登録商標です。

【店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について】

仕組債の評価額は、弊社が自ら評価・算定し、もしくは同業者その他の金融機関等から入手し、公正妥当な現在価値との認識のもとに提供する「評価・算定時価」情報です。これらの価格は通常の取引単位を前提とした場合の参考値であり、お取引を締結する際に実際に用いられる価格を表すものではなく、当該価格において弊社が売買取引等の約定を保証するものではありません。

仕組債は、中途売却を想定した商品ではありません。流通市場が存在していない等の要因により、中途売却を希望されても売却価格が購入価格を大きく下回るおそれがあります。

【金融商品取引法第37条（広告等の規制）にかかる留意事項】

本資料は、法制度 / 税務、自社株評価、相続 / 事業承継、株主対策 / 資本政策、オファリング、M&A / IPO、年金 / 保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます）がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等（売買単位未満株式を除く）の場合は約定代金に対して最大1.265%（ただし、最低手数料5,500円）の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等（直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬（または運用管理費用）およびその他の費用等）をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含む）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号
加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

（2023年9月30日現在）